

〈資格情報のお知らせ〉

Q 1 「資格情報のお知らせ」とは何か。何のために配付するのか。
マイナンバーカード保有の有無や健康保険証利用登録の有無により、お知らせの内容は変わるのか。

A 1

「資格情報のお知らせ」は現行の保険証（組合員証）からマイナ保険証（※）への移行により資格情報の確認が困難になることから、ご自身で共済組合の資格情報を簡易に確認できるよう、組合員及び被扶養者全員に交付するものです。

印字内容は全員共通です。

なお、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。

※健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード

Q 2 - 1 「資格情報のお知らせ」が届いたら何をしたらよいか。

A 2 - 1

「資格情報のお知らせ」に記載された資格情報をご自身の組合員証等と比較して、内容を確認してください。

あわせて、マイナンバーの下4桁をご自身のマイナンバーカードや通知カード等と比較して同一であることを確認してください。

なお、「資格情報のお知らせ」の印字内容（氏名漢字等）が異なっている場合やマイナンバーカードの盗難等を理由にマイナンバーが変更されている場合には、勤務先の共済事務担当者を通じて変更の手続きを行ってください。

※令和3年1月以前に交付した組合員証等には枝番（2桁の数字）の印字がありません。枝番の印字がない証の場合は、枝番以外の情報を比較してください。枝番の印字がない組合員証等であっても、医療機関等の受診には問題ありません。

Q 2 - 2 「資格情報のお知らせ」を組合員証等やマイナンバーカード等と比較して内容が同一であることを確認したが、「資格情報のお知らせ」の保管は必要か？

A 2 - 2

「資格情報のお知らせ」は、医療機関等がマイナ保険証に対応していない等の理由でマイナ保険証では資格確認ができない場合に、マイナ保険証とあわせて提示することで、組合員証等を提示した時と同様に医療機関を受診することができます。（マイナポータルで自身の資格情報を医療機関に提示できる場合は、必ずしも提示の必要はありません。）

お知らせの内容を確認後、大切に保管してください。

Q 3 「資格情報のお知らせ」に個人番号下4桁が印字されているのはなぜか。

A 3

今回の個人番号下4桁等の個人情報の本人への送付の事務は、各医療保険者等が保有するデータの正確性を確保するために行うものであり、医療保険の保険給付の支給等の事務の処理に関する加入者情報の管理等といった利用目的の範囲において、個人番号・個人情報を利用するものです。

個人番号の下4桁は、そのみをもって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項及び第8項に規定する個人番号そのものに該当するものではありません。しかし、個人番号の一部を切り出したものであることから、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要があるため、確実に本人へ配付できるよう勤務先を通じての配付を行っています。（任意継続組合員は「特定記録郵便」で自宅へ郵送）

なお、「資格情報のお知らせ」は業者を通じて作成していますが、業者に対してもあらかじめ個人番号下4桁のみ提供する、再委託を禁止する等の安全管理措置を設け、個人情報の保護に努めています。

Q 4 共済組合に個人番号を届け出た覚えがないが、個人番号（下4桁）を把握しているのはなぜか。

A 4

共済組合は、番号法第14条及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条の規定に基づき、平成29年1月1日時点で在職中の組合員及び被扶養者について、共済事務担当者を通じて、個人番号の提供を受けています。

平成29年1月1日後に資格を取得された方についても、当組合に届出のあった情報（氏名・生年月日・性別・住所等）をもとに、住民基本台帳ネットワークシステムから、一致する対象者の個人番号を取得しています。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムから取得した個人番号や個人番号に紐づいた情報（氏名・生年月日・性別・住所等）に疑義が生じた場合は、個人番号を再確認する等を行い、個人番号の正確性を担保しています。

また、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令が令和5年9月29日に公布されてからは、組合員や被扶養者が資格取得する際に届出が義務化されています。

Q 5 「資格情報のお知らせ」を失くしたり、破損した場合、再交付手続きは必要か。

A 5

A 2-2のとおり、「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証が何らかの理由で使用できない場合に提示するものです。

ただし、マイナポータルにログインし、自身の資格情報画面を医療機関へ提示できる場合、「資格情報のお知らせ」は提示不要とされています。

よって、マイナ保険証を保有し、マイナポータルでの確認が可能で、資格情報をご自身の組合員証等により確認が済んでいる場合、再交付の申請は必要ありません。

なお、マイナポータルにログインできない等不測の事態に備えたい場合は、再交付の申請をしていただいても差し支えありません。

〈その他、組合員証等の廃止について〉

Q 6 組合員証等の廃止後の流れはどうなるのか。

A 6

他の健康保険と同様、令和6年12月2日以降は紛失等による再交付も含め組合員証等は交付しません。（11月30日、12月1日は土日にあたるため、11月29日までの発行で終了）

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証利用登録を行っていない方、要配慮者（マイナ保険証の利用が困難な要介護の高齢者や障害をお持ちの方等）に対しては、組合員証等に代わるものとして「資格確認書」を交付します。

ただし、現在持っている組合員証等は、経過措置により1年間は有効ですので、「資格確認書」は経過措置終了までに交付する予定です。

なお、交付対象者はマイナ保険証を持っていない方等に限りです。健康保険証利用登録の有無については当組合で確認が可能なため、個人からの届け出は不要です。